

## 手書き実技第1問文字起こし

日本福祉大学の木全和巳と申します。

今日は、「障がいのある人たちが安心して豊かに暮らせる地域社会を共に」というテーマで、お話をさせていただきます。レジメに沿ってお話をさせていただきますので、レジメを見ながらお話を聞いてください。

始めに、『当事者たちの社会運動により確認されてきた「理念」を大切にしながら』のところです。

この条文は2011年7月29日に成立した、改正障害者基本法の一部です。この法律は、政府が提案したものではなく、国会議員の手でまとめられて提案されました。自民党から共産党まで、すべての政党、国会議員が賛成しています。

この法律のように、現在の日本では、機能障害のある人たちの地域生活、地域社会における共生、共に生きるということですね。このことを否定することは、誰もができなくなりました。どんなに機能障害が重くても、同じです。

これからは、この条文の理念にあるように、地域生活、地域社会で共に暮らすということについて、無理だよ、とか、難しいよ、とか、そういうことではなくって、そういう、できないよーっていう条件ですね。や理由をあれこれ並べて、諦めてしまうとか、諦めさせられるということではなくって、どう実現していくのか。どうしたら実現できるのか、ということ当事者たち、本人たちを真ん中において、

一緒に考えていく時代になりました。このことを始めにみなさんと確認したいと思います。2つめの項目の「理念の達成のために」というところにお話を続けていきたいと思います。これも、まあ当たり前のことですが、障害者基本法に書いてあるから、とって、そのままでは私たちが望むような社会環境にはなっていないと思います。地域社会に必要な社会資源であるさまざまな事業と、こうした事業を支える人たちが、自然に増えていくわけではありません。

また、地域住民もみなさんにも、重い障害のある人たちと地域で共に暮らすことについて、すぐに歓迎していただけるというわけでもないでしょう。残念なことです。グループホームを1つ作ろうというときにでも、ときに住民の方々からの不安や心配によって反対の運動が起こることがあります。こうした方々にも理解を求めていかなければなりません。では次に、3つめの( )のところですね。「運動の成果とこれから」というところをお話します。

当事者・関係者が何もなかった時代から支え合いながら、地域生活という暮らしを少しずつ環境を作りながら整備をしてきました。そのときには同時に、当事者・関係者が声をあげて粘り強く訴え続けてきました。こうした運動があったからこそ、今ある理念が当たり前のこととして法律の条文として承認されました。

これからは、こうしてできた理念を当たり前のことと考えつつ、こうした理念を一つ一つ具体的な形にしておくこと。このことが私たちに求められていると思います。